

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		46
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日	
個人情報ファイルの名称	選挙人名簿ファイル	
行政機関の名称	恵庭市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会 事務局	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	選挙人名簿を作成するため 公職選挙法第22条(登録)、恵庭市選挙管理委員会規程第20条(各種選挙人名簿に関すること。)	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5本籍・国籍、6住所	
記録範囲	住民基本台帳に登録がある者	
記録情報の収集方法	相手方 ☐ 本人 ☒ 本人以外(市民課) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、公職選挙法第21条(被登録資格等)第5項、公職選挙法施行令第12条(選挙人名簿の登録のための調査等)及び第13条(年齢満十七年の者の調査等))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(選挙システム電算業務委託) ☒ 外部提供(他市区町村選挙管理委員会)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	選挙管理委員会事務局 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	